

# 南陽市明るい選挙推進協議会規約

## (目的)

第1条 この協議会は、選挙が正しく行われるようあらゆる機会を通じて明るい選挙運動を強力に推進するとともに、明るい選挙の実現をはかることを目的とする。

## (名称)

第2条 この協議会は、南陽市明るい選挙推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

## (事業)

第3条 協議会は、第1条の目的をはたすため、県及び市の選挙管理委員会並びに関係諸団体と密接な連携のもとに次の事業を行う。

- (1) 明るい選挙推進についての調査、研究及び企画に関する事項
- (2) 明るい選挙推進についての啓発、宣伝等の実施に関する事項
- (3) その他協議会の目的達成に関し必要な事項

## (組織)

第4条 協議会は、婦人会、青年団、社会教育団体、産業経済団体等、報道機関及び学識経験者で構成する。

## (任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、後任の委員が就任するときまで在任する。

## (役員)

第6条 協議会に会長1名、副会長2名、理事5名を置き、委員の中から総会において互選する。

- 2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- 4 理事は会務を掌理する。

## (会議)

第7条 協議会の会議は、役員会及び総会とし、会長が招集する。

- 2 役員会は、主要事項の企画立案にあたり会務を運営する。
- 3 総会は年1回開催し、次の事項を審議する。
  - (1) 規約の改正
  - (2) 事業計画
  - (3) 事業報告
  - (4) 役員の就任、退任に関する承認
  - (5) その他会長が必要と認める事項
- 4 会長は、会務について臨時急施を要し総会を招集する暇がないときは役員会を以て総会に替えることができる。ただし、決定した事項については、会長は次の総会で報告し承認を求めなければならない。

## (事務局)

第8条 協議会に事務局を置き、事務局の職員は会長が指名する。

- 2 事務局について必要な事項は、会長が別に定める。

第9条 この規約に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 附 則

この規約は、昭和58年5月12日から施行する。

この規約は、平成15年6月 2日から施行する。